

## 住宅の修繕依頼 注意を

夏を迎え、台風や豪雨など自然災害を心配する季節となりました。無料点検をきっかけに高額な契約をしてしまったなど、住宅修繕に関するトラブルが増えているので、注意が必要です。

▼近所で工事をしているという業者が訪問してきた。「屋根の雨どいに、ごみがたまっているのが見えた。取り除いてあげる」と言うのでお願いした。その後「屋根瓦がずれており、そのまま放置すると雨漏りする」と言われ、高額な契約をした。(75歳・女性)

▼業者が訪問してきて、「火災保険を使って屋根を修理しないか。自己負担なしで修理できる。保険の申請もサポートする」と言われ、契約した。少額の保険金しか認められなかったため、解約を申し出ると、保険申請の代行費用を請求された。(58歳・男性)

備えあれば憂いなし。住宅のトラブルが起きた際に安心して依頼できる事業者について、平日頃から情報を集めておくことが大切です。突然訪問してきた事業者に安易に点検させないようにしましょう。

修理の工事内容、金額は業者によってさまざまです。複数の事業者から見積もりを取り、家族など信頼できる人に相談しましょう。また、保険金を使って住宅を修繕しようと勧誘されても、実際に保険金が支払われるかどうかは分かりません。まずは、加入先の保険会社に契約内容や保険の申請方法についてなどを相談してください。

なお、契約した後でも、クーリングオフや契約取り消しを主張できる場合もあります。お早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8：30～17：00

土曜日 9：00～17：00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし) 188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。